

平成22年4月1日規程第32号

国立研究開発法人国立成育医療研究センター寄付取扱規程

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下、「センター」という。）が高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第17条各号に規定する業務に充てるために受け入れる寄付の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(基金の設置及び目的)

第2条 広く社会からセンター全体で寄付を受け入れることにより、センターの財政基盤の強化を図り、センターの研究、医療の提供及び人材育成の充実等に資するため、次の各号に掲げる基金を設置する。

- 一 もみじの家基金
- 二 研究基金
- 三 国立成育医療研究センター基金（以下、「成育基金」という。）

(事業)

第2条の2 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 もみじの家への支援事業
- 二 成育疾患に係る調査、研究プロジェクト事業
- 三 前二号に係らない療養環境、医療機器の整備等の施設・設備整備事業及び成育疾患に係る技術者等の教育研修事業
- 四 その他基金の充実及び目的の達成に必要な事業

(寄付受入の条件)

第3条 センターは、寄付をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、寄付を受け入れることができない。

- 一 寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲与または貸与すること。
- 二 寄付による研究の結果得られた知的財産等を寄付者に譲渡し、または使用させること。
- 三 寄付金等の使用について、寄付者がその会計を検査すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、寄付をしようとする者がセンターに対してその他の反対給付を求めること。
- 五 寄付の申込み後に、寄付者の意思により、寄付金等の全部または一部を取り消すことができること。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。

- 一 寄付金等の受け入れに伴い、センターの経費支出が著しく増大するおそれのあるもの。
- 二 寄付をしようとする者の社会的な立場や信用に問題のあるもの。
- 三 その他理事長が適当でないと認めるもの。

(職員個人への寄付の取扱)

第4条 センターの職員個人が次の各号の一に該当する寄付を受領した場合は、当該寄付をセンターに寄付しなければならない。

- 一 当該職員の職務上の研究に対するもの。
- 二 当該寄付に係る研究をセンターの施設または設備等を使用して実施するもの。

(寄付の受入)

第5条 理事長は、様式1に定める寄付申出書により、寄付の申出を受けるものとする。ただし、センターが第3条に規定する条件を付したうえで、寄付金等を募る（以下、「募集寄付金等」という。）とき及び国立研究開発法人国立成育医療研究センター研究活動及び研究資金取扱規程（平成22年4月1日規程第47号）第2条第2項第2号に規定する研究費又は財団法人等から研究費以外の助成金であつて、理事長が寄付金として受領することが適当であると認めるもの（以下、「寄付受入財団等助成金」という。）はこの限りではなく寄付の受領をもって、受入れるものとする。

- 2 理事長は、寄付を受入れることが適当であると認めたときは、様式2に定める寄付受入書を、適当でないと認めたときは様式2-2に定める寄付辞退書をそれぞれ寄付申出者に送付するものとする。

(外部資金受入審査会)

第6条 寄付受入れの決定は理事長が行う。

- 2 理事長は、200万円を超える寄付（寄付が物品である場合は、申出時点の時価とする。）受入れについては、外部資金受入審査会（以下、「審査会」という。）の審査を経て受入れを決定するものとする。ただし、寄付の申出が第5条第1項ただし書きによる募集寄付金等である場合は、事前に寄付金等の目的、募集方法及び手続、募集期間等について、審査会の審査を経て決定するものとする。
- 3 寄付の申出が第5条第1項ただし書きにより財団法人等から交付を受けた研究費及び助成金を寄付金として受領するものである場合は、事前に寄付金等の目的及び手続等について、審査会の審査を経て決定するものとする。
- 4 審査会について必要な事項は別に定める。

(寄付の受領)

第7条 理事長は、寄付金を受領したときは、寄付者に対し様式3に定める寄付金領収書を送付するものとする。ただし、寄付が物品等である場合は様式3-2に定める寄付受領書を送付するものとする。

- 2 第5条第1項ただし書きに基づく募集寄付金等を受領したときは、第6条第2項ただし書き及び第6条第3項により決定した方法により受領するものとする。
- 3 寄付を受け入れた場合は、様式4に定める寄付金別金銭受払簿を備え、その受払いを記録するものとする。

(管理費の控除)

第8条 成育基金を除き、基金への寄付金の受け入れについて管理費を徴収する。

- 2 研究基金に係る寄付金は寄付金の額の20%の管理費を徴収するものとする。ただし、寄付金の額が10万円未満である場合はこの限りではない。
- 3 もみじの家基金に係る寄付金は寄付金の額の10%の管理費を徴収するものとする。

(寄付の使用)

第9条 寄付金等は、寄付の目的に従い適切に使用しなければならない。

(寄付金の目的の変更)

第10条 目的を指定した寄付金について、次の各号の一に該当する場合は、他の目的に変更することができる。

- 一 寄付金が使途に沿って使用できないこととなった場合に、研究者等が様式5に定める寄付金使途・目的変更同意依頼書により寄付者の同意を得たうえで、様式6に定める寄付金使途・目的変更承認申請書により理事長の承認を得た場合。
- 二 1万円未満となった寄付金の残高。

(寄付者への報告)

第11条 寄付金を受け入れた場合は、寄付者へ報告するものとする。

(職員の私的経理の禁止)

第12条 センターの職員は、センターに対する寄付を受領したときは、直ちにセンターに寄付手続を行うものとし、私的に経理してはならない。

(その他)

第13条 特別な事情がある場合には、申込者と協議のうえ定め、この規程の一部を適用しないことができる。

- 2 寄付の取り扱いに関し必要な事項は、この規程によるほか、別途定めることができる。
- 3 寄付金等に係る会計経理については、この規程に定めるもののほか、国立研究開発法人国立成育医療研究センター会計規程(平成22年規程第57号)その他センターの関係諸規程の定めるところによる。
- 4 寄付金等に係る受入窓口は、総務部とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第12の1号)

(施行期日)

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第41号）

（施行期日）

この規程は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成28年規程第38号）

（施行期日）

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附則（平成30年規程第8号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年3月30日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行前に受け入れた寄付については、設置した基金に帰属するものとする。

2 前項の寄付のうち、無菌室の整備に関する寄付については、別に設置した無菌室基金に帰属するものとする。

平成 年 月 日

国立研究開発法人
国立成育医療研究センター理事長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては法人名、職名、氏名)

寄 付 申 出 書 (趣 意 書)

国立研究開発法人国立成育医療研究センター寄付受入規程の内容を了知のうえ、下記のとおり貴センターに寄付を行いたいので申し出ます。

記

1 寄付金等の目的

2 寄付金等の名称、数量及び価格 (金銭にあつては金額)

3 寄付の予定期日 平成 年 月

4 寄 付 の 方 法

5 氏名・法人名のホームページ等での公表について

下記のいずれかにチェックをお願いいたします。

(チェックがない場合は、公表いたしません。)

氏名・法人名の公表に同意する。(お名前だけの公表となります。)

氏名・法人名の公表に同意しない。

6 そ の 他

様式2

文 書 番 号
平成 年 月 日

(寄付申出者 氏名) 殿

国立研究開発法人
国立成育医療研究センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

寄 付 受 入 書

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 年 月 日貴殿より当センターに対し、ご寄付のお申し出を賜りましたことに深く感謝いたしますとともに、この度のご厚意を謹んでお受けいたします。

つきましては、今後の事務手続きの打合せなどのため、近日中に担当者から連絡させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

寄 付 金 等 の 名 称

寄 付 金 等 の 目 的

価 格 ま た は 金 額 ￥

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
(所 属)
担当：(職 名) (氏 名)
電話：03(3416)0181 (内線〇〇〇〇)

様式 2-2

文 書 番 号
平成 年 月 日

(寄付申出者 氏名) 殿

国立研究開発法人
国立成育医療研究センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

寄 付 辞 退 書

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成 年 月 日貴殿より当センターに対し、ご寄付のお申し出を賜りましたことに深く感謝いたします。

さて、貴殿からお申し出を賜りましたご寄付につきましては、貴殿のご厚意に対し甚だ恐縮ではございますが、謹んでご辞退申し上げますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

寄付金領収書

殿

寄付金額 円

上記のとおり寄付金を受領しました。

平成 年 月 日

国立研究開発法人

国立成育医療研究センター

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

上記の金額は、所得税法第78条第2項第3号及び法人税法第37条第4項に基づく寄付金に該当するものです。
確定申告に際してこの領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。

様式 3-2

平成 年 月 日

(寄付申出者 氏名) 殿

国立研究開発法人
国立成育医療研究センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

寄 付 受 領 書

この度はご寄付を賜り、誠にありがとうございました。

平成 年 月 日下記のとおり受領いたしましたことをここに証します。

記

(寄付物品等の名称、数量及び価額)

寄付金別予算差引簿

会計年度：

寄付金の目的：

(単位：円)

転記日付	伝票番号	摘 要	取 引 先	予 算 額	執行額 (概算)	執行額 (確定)	差引残高 (概算)	差引残高 (確定)
		(月分計) (累 計)						

様式5

文 書 番 号
平成 年 月 日

寄付者氏名 殿

職 員

職氏名

印

寄付金使途・目的変更同意依頼書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、早速ですが今般、貴殿から頂戴した寄付金の使途・目的を下記のとおり変更いたしたく、ご同意くださるようお願いいたします。

なお、同意のうえは本文下部の、寄付金使途・目的変更同意確認欄に記名押印のうえ1部をご返送願います。

記

当初の寄付金の目的	
変更しようとする 使 途 ・ 目 的 金 額	
寄付金が使途に 沿って使用でき なくなった理由	
その他参考となる 事 項	

【 寄付金使途・目的変更同意確認 】

上記の寄付金の使途・目的変更について、同意することを確認します。

平成 年 月 日

氏名

印

平成 年 月 日

国立成育医療研究センター理事長 殿

職 員

職氏名

印

寄付金使途・目的変更承認申請書

下記の通り、寄付金の使途・目的の変更を承認くださるよう申請します。

記

寄付金の使途・目的	
変更しようとする 使 途 ・ 目 的 金 額	
寄付金が使途に 沿って使用でき なくなった理由	
その他参考となる 事 項	

様式7

文 書 番 号
平成 年 月 日

寄付者氏名

殿

職 員

職氏名

印

寄付金による研究成果報告の概要

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、早速ですが、貴殿より頂戴した寄付金により行っておりました研究が、この度終了いたしました。

つきましては、研究成果等の概要を下記のとおりご報告いたします。

記

寄付金の使途・目的	
研究成果等の概要	
寄付金の使途の概要	機械器具等購入費 千円 研究補助員雇用経費 千円 消耗品購入費 千円 特許出願費用 千円 会議費 千円 一般管理費 千円 計 千円